

市の各計画の策定・見直し

門真市第5次総合計画の中間見直しを実施

市は、22年3月に策定した門真市第5次総合計画「について、社会情勢の変化などをふまえて、中間見直しを行いました。

見直し後の「門真市第5次総合計画（改定版）」は、27年度～31年度の市の指針となります。

◆門真市総合計画とは
門真市総合計画は、まちづくりの方向と目標を明らかにしたものです。現在の計画の期間は、22年度～31年度です。

◆中間見直しの概要
○計画期間内の人口推計・財政見直し
○社会経済情勢の変化や市の施策展開に伴う文章表現
○達成度を測る指標

○市民の幸福実感を示す指標
「門真市幸福度指標」の一部を「達成度を測る指標」に導入
※計画体系の変更なし

門真市第6期高齢者保健福祉計画を策定

市内の高齢者を取り巻く状況をふまえて、老人福祉法に基づき、国と府の基本指針に沿って取り組むべき施策を盛り込んだ、「第6期高齢者保健福祉計画」を策定しました。前期計画に引き続き、超高齢社会を見据えた高齢者施策を進めます。

計画期間
27年度～29年度
計画の対象
市民、地域団体、介護保険サービス事業者、地域包括支援

門真市幸福度指標を策定

市は、3月に、市民の幸福実感を示す指標として、「門真市幸福度指標」を策定しました。

◆門真市幸福度指標とは
これまでの物質的・経済的な豊かさに加え、市民の皆さんが感じる「幸福感」を測るための尺度です。何が市民の幸せにつながるのかという観点の「概念指標」と、概念指標を検証する「モニタリング指標」から成ります。

◆門真市幸福度指標の活用方法
○市民幸福実感のアンケート結果などを、市の政策の基礎資料とする
○モニタリング指標の一部を第5次総合計画の達成度を測る指標に設定し、行政評価の材料とする

問合先 企画課
☎06(69002)5672

門真市第4期障がい福祉計画を策定

市は、新たに「門真市第4期障がい福祉計画」を策定しました。この計画では、障害者総合支援法と児童福祉法に基づく障がい福祉サービスや相談支援などの施策の充実に向けて、制度改革をふまえた目標を設定し、達成に向けた取り組みを推進します。

計画期間
27年度～29年度
計画の対象
身体・知的・精神の障がい（発達障がいを含む）などで、その障がいや社会的障壁（障がいがある人にとって障壁となる）がある人

門真市第3次障がい者計画を策定

市は障がいのある人に関わる施策の基本方針を全面的に見直し、新たに「門真市第3次障がい者計画」を策定しました。

23年8月に、障害者基本法が一部改正され、25年度には国で障害者基本計画（第3次）が策定されました。また、府では24年度に第4次大阪府障がい者計画を策定しています。新しい計画には、こうした国・府の動きを反映させています。

計画期間
27年度～32年度
計画の対象
市民、地域団体、障がい福祉サービス提供事業者、企業、

問合先 企画課
☎06(69002)6154

関係機関など計画の基本理念

障害者基本法の一部を改正する法律（23年8月施行）は、すべての国民が、障がいの有無によつて分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが目的として明記されています。「門真市第3次障がい者計画」でも、これまでの市の障がい者計画に対する考え方を継承しつつ、めざすべき将来像を「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」としていきます。

問合先
障がい福祉課
☎06(69002)6154
FAX 06(69005)9510

なる事柄・制度・慣行・観念などにより、日常生活、社会生活で継続的に相当な制限を受ける状態にある人（難病）に起因する場合も含む）
計画の基本理念
共生社会の実現に向けて、すべての障がいのある人などが、可能な限り身近な場所で日常生活や社会生活を営むための支援を受けることにより、社会参加の機会が確保され、日常生活や社会生活を営むうえで障壁となるものを取り除くことをめざします。

問合先
障がい福祉課
☎06(69002)6154
FAX 06(69005)9510

各計画の閲覧場所

各計画の担当課（問合先）、市情報コーナー、南部市民センター、保健福祉センター、市立公民館、文化会館、図書館本館、市民プラザ、市ホームページ
※門真市第6期高齢者保健福祉計画は、老人福祉センター、高齢者ふれあいセンターでも閲覧可
※各計画は市ホームページにも掲載

税金

固定資産税・都市計画税第1期分 軽自動車税全期分

固定資産税・都市計画税第1期分と軽自動車税全期分の納付期限は6月1日（月）です。

◆日曜納付相談
5月31日（日）
午前10時～午後3時

軽自動車税の納付と減免

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（または使用者）に課税されます。4月2日以降に名義変更や廃車の手続きをしても、その年度分は課税され、払い戻しはありません。

27年度軽自動車税の年税額
【表1】・【表2】参照
※軽三輪、軽四輪は登録日によって税率が変更（表2）参照
※納税通知書は5月11日（月）から順次発送

軽自動車の登録・廃車手続場所
【原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車について】
課税課（市役所別館2階）
☎06(69002)58774
【軽自動車二輪（125cc超）・二輪の小型自動車（250cc超）について】
近畿運輸局大阪運輸支局

納税課
（市役所別館2階）
※証明書発行などは不可
問合先 納税課
☎06(69002)56665

大阪府域地方税徴収機構を設置

府における25年度末の府・市町村税収入未済額は約940億円に上り、税の滞納圧縮は市でも喫緊の課題です。27年度から、府では大阪府域地方税徴収機構を設置し、府内27市と府による共同徴収を開始します。

徴収機構の取扱事業
○長期間納税が滞っている
○納税資金があるにもかかわらず納税がない
○高額の税を滞納している
問合先 納税課
☎06(69002)56665

自動車税の納付期限は6月1日（月）

自動車税の納付期限は6月1日（月）です。納税通知書に記載の取扱金融機関、郵便局、コンビニ、クレジットカードで納付期限までに納めてください。

府自動車税コールセンター
☎0570-020156
FAX 06(69002)5672

【表1】原動機付自転車・軽二輪車・二輪小型自動車などの年税額（1台あたり）

種別	年税額
原動機付自転車	50cc以下 1000円
	90cc以下 1200円
	125cc以下 1600円
	ミニカー（50cc以下） 2500円
小型特殊自動車	農耕作業用 1600円
	特殊作業用 4700円
二輪の軽自動車	軽二輪（125cc超） 2400円
二輪の小型自動車（250cc超）	4000円

【表2】軽三輪・軽四輪自動車の年税額（1台あたり）

種別	年税額	
	新車新規登録（※）が27年4月1日以前	新車新規登録（※）が27年4月1日以後【新税率】
軽三輪	3100円	3900円
	軽四輪乗用	
四輪乗用	営業用 5500円	6900円
	自家用 7200円	1万800円
四輪貨物	営業用 3000円	3800円
	自家用 4000円	5000円

※「新車新規登録」とは、初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けること（通常は車検証記載の初度検査年月）

議会

第1回臨時会の開催予定
会議は誰でも無料で傍聴できます。なお、傍聴席（本会議は一般席32人・車椅子使用者席3人）は先着順です。

とき	内容
5月20日（水）	本会議
5月21日（木）	本会議

傍聴受付 当日の午前9時30分から議場前（市役所本館1階）に直接
※時間は午前10時から。日程は都合により変更の場合あり
問合先 議会事務局
☎06(6902)6978



大阪府広報担当副知事 「もずやん」